

第4章 消費者保護法

第1節 消費者契約法

第1 消費者契約・消費者について

消費者契約法の対象となる消費者契約とは、消費者と事業者との間で締結される契約をいうとされ（消契2条3項），消費者とは、「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいう。」とされ（消契2条1項）、「法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人」は、事業者とされている（消契2条1項）。

これについては、大学学生ラグビークラブチームが、合宿のための宿泊予約をしていたが、宿泊予定者の一部の新型インフルエンザ罹患を理由とする宿泊前日の予約取消しによる取消料支払についての不当利得返還請求において、原告の大学学生ラグビーチームは権利能力なきであるが、情報の質及び量並びに交渉力において優位に立っているとは評価できず、「消費者」に該当するとして、取消料の一部が平均的損害を超える無効であるとして（消契9条1号），不当利得の返還を認めた裁判例がある（東京地判平23. 11. 17判タ1380号235頁・判時2150号49頁）。

第2 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し (消契4条)

1 誤認による意思表示の取消しの抗弁（消契4条1項・2項）

(1) 重要事項について事実と異なることを告げることによる消費者契約法の申込み又はその承諾の意思表示取消の抗弁（消契4条1項1号）

ア ファッションリングの一般的小売価格の重要事項該当性（大阪高判平16.

4. 22消費者法ニュース60号156頁）

一般的小売価格がせいぜい12万円程度のファッショニングを一般的小売価格が41万4000円程度である旨販売業者から告げられ、売買・割賦購入あっせん契約を締結した事例において、ファッショニングの一般的小売価格は消費者契約法4条4項〔現「5項〕1号に掲げる事項（物品の質ないしその他の内容）に当たり、

かつ、消費者が契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものであるから、同法4条1項1号の重要事項であるとして、購入者は同号に基づき当該ファッショニングの売買契約を取り消すことができ、割賦販売法30条の4〔現「35条の3の19」〕により、購入者はこの取消をもって割賦購入あっせん〔現「信用購入あっせん」〕業者に対抗することができるとした。

イ 無線データ通信サービス提供契約の締結における重要事項についての不実告知（東京高判平30. 4. 18判時2379号28頁）

無線データ通信サービス提供契約の締結において、料金プランの広告及び店頭説明は、高速、通信制限なし、使い放題という利便性のみを強調し、直近の3日間の通信料合計が3ギガバイト（G B）以上となると通信速度制限がある通信制限の存在を目立たないようにし、サービスの水準がヘビーユーザーのニーズに合わないことの説明がなく、通信制限の発動条件を引かないためには通信量を自主規制せざるを得ないこと、通信量の多い使用方法の具体例及び通信制限下での通信速度等の通信状況の具体的説明の内容もないことから、原告消費者がこれら通信制限の実情を知らされていれば契約締結はなかったもので、重要事項についての不実告知に当たるとして、消費者契約法4条1項に基づく契約の取消しを認め、既払利用料等の返還を認めた。

(2) 不確実な事項についての断定的判断の提供による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示取消の抗弁（消契4条1項2号）

ア 内職商法における月に稼げる金額と断定的判断（東京簡判平16. 11. 15(平16(少コ) 2715) 裁判所HP）

内職商法において、事業者が勧誘の際に、月2万円は確実に稼げる旨発言したことは断定的判断の提供に当たるとして、消費者契約法4条1項2号の取消しを認めた。

イ パチンコ攻略情報における100%勝てる旨の勧誘と断定的判断の提供（東京地判平17. 11. 8判時1941号98頁・判タ1224号259頁）

パチンコ攻略情報の売買契約に際し売主から「100%絶対に勝てる」等の勧誘を受けた買主がした消費者契約法4条1項2号所定の「断定的判断の提供」を理由とする当該売買契約の取消が求められた。

(3) 重要事項等について消費者の利益になる旨告げ、不利益事実を告げないことによる消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しの抗弁（消契4条2項）

ア 金の先物取引における金相場の説明

金の商品先物取引について、事業者である商品取引員（上告人）の外務員が、顧

客である消費者（被上告人）に対し、金の相場が上昇するとの自己判断を告げて取引を勧め、将来の金相場の暴落の可能性を示す事実を故意に告げなかった場合、顧客である消費者は、消費者契約法4条2項に基づき、同契約を取り消すことができるとした原審（札幌高判平20. 1. 25金商1285号44頁）について、「消費者契約法4条2項にいう「重要事項」とは、同条4項（現「5項」）において、当該消費者契約の目的となるものの「質、用途その他の内容」又は「対価その他の取引条件」をいうものと定義されており、同条1項2号では断定的判断の提供の対象となる事項につき「将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項」と明示されているのとは異なり、同条2項、4項（現「5項」）では商品先物取引の委託契約に係る将来における当該商品の価格など将来における変動が不確実な事項を含意するような文言は用いられていないので、将来における金の価格は「重要事項」に当たらないと解するのが相当であって、事業者である商品取引員（上告人）が、顧客である消費者（被上告人）に対し、将来における金の価格が暴落する可能性を示す事実を告げなかったからといって、同条2項本文により契約の申込みの意思表示を取り消すことはできないというべきである。」と判示して原審に差し戻した最高裁判例がある（最判平22. 3. 30（平20（受）909）集民233号311頁・判時2075号32頁）。

2 困惑による意思表示の取消しの抗弁（消契4条3項）

(1) 不退去事例（消契4条3項1号）

裁判例 大分簡判平16. 2. 19裁判所HP・消費者法ニュース60号59頁

自宅の床下拡散送風機設置請負契約の際、「そのようなものは入れんでいい。必要ない。」「帰ってくれ。」「換気扇は必要ない。私らを騙しているんじゃない。か。」などと言っているにもかかわらず、午前11時から午後6時30分頃まで勧誘して契約を締結したことにつき、不退去により困惑して契約を締結したものとして、請負契約の取消しを認め、信販会社に対して、割賦販売法30条の4（現「35条の3の19」）による抗弁の接続を認めた。

(2) 退去妨害事例（消契4条3項2号）

裁判例 東京簡判平15. 5. 14（平14（ハ）85680）裁判所HP

絵画のクレジット販売につき、相手方の家出中で定職がなく絵画に興味がない旨の繰り返しの話を一切考慮することのない販売店の担当者の一連の勧誘行

動は、「退去させない」意思を十分に推測させるものであり、販売店の不適切な勧誘行為に困惑し、自分の意思に反して契約を締結するに至ったものであるとして、消費者契約法4条3項2号に該当することを認め、取消権を使用した日は、契約締結日から6か月以上経過していたが、商品引渡しからは6か月を経過しておらず、引渡しを受けた段階でも未だ困惑状況が継続していたとして、引渡しのときから取消権の行使期間が進行するとし、取消権を有効と認めた。

(注) 消費者契約法4条1項から4項までの規定による消費者契約の申込み・

承諾の意思表示の取消権は、追認できる時から6か月又は当該消費者契約の締結から5年のいずれかが経過すれば行使することができないとされていたが、平成28年法律第61号改正法により、短期の取消権行使期間である追認できる時から6か月の期間を1年に伸長された（消契7条1項）。

3 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しにおける 善意・無過失の第三者（消契4条6項）の再抗弁

この場合の第三者は、取消前の第三者であり、取消後の第三者は含まない（本人と取消後の第三者の関係は対抗関係となる（大判昭17. 9. 30民集21巻911頁））。

第3 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効 (消契9条)

1 消費者契約法9条1号の平均的損害

(1) 消費者契約法9条1号の平均的損害

平均的損害の主張立証責任については、事業者側が負担すべきであるとする裁判例もある（大阪地判平14. 7. 19金商1162号32頁、さいたま地判平15. 3. 26金商1179号58頁）が、消費者契約法9条1号は、当該損害賠償の予定等の条項を無効とするものであり、消費者に有利な法律効果をもたらす規定であるから、消費者側に主張立証責任があるというべきであり（最判平18. 11. 27（平17（受）1158・1159）民集60巻9号3437頁・判時1958号12頁）、これが立法担当者の見解でもある（「最高裁判例解説民事平成18年（下）」1221頁）。

(2) 平均的損害についての裁判例

- ☆ 更新料と消費者契約法9条1号→本編第8章第4節第1・4(2)ア（193頁）参照
- ☆ 明渡し済みまでの賃料相当損害金と消費者契約法9条1号及び10条→本編第8章第4節第4・5（215頁）参照
- ア パーティー予約取消しに伴う平均的損害

裁判例 東京地判平14. 3. 25判タ1117号289頁

原告が経営する店舗での料金1人当たり4500円、30~40名でパーティーでの予約を解約したものについて、解約が開催日から2か月前であり、開催予定日に他の客からの予約が入る可能性が高いこと、解約により原告はパーティーにかかる材料費・人件費等の支出を免れたことが認められ、他方、パーティー開催日が仏滅で結婚式の二次会等が行われにくいくこと、解約が被告の自己都合であることなどが認められるとして、民事訴訟法248条の趣旨に従って、平均的損害を1人当たり4500円の3割に予定人数の平均である35人を乗じた4万7250円と認めた。

イ 自動車販売契約解除に伴う平均的損害**裁判例 大阪地判平14. 7. 19金商1162号32頁**

被告の注文車両は他の顧客に販売できない特注品であったわけではなく、契約締結後2日で解約したのであるから、その販売によって得られたであろう粗利益（得べかりし利益）が消費者契約法9条の予定する事業者に生ずべき平均的な損害に当たるととはいえない。

原告が取引業者との間で対象車両の確保のために使用した電話代などの通信費がかかっているとしても、その額はわずかであり、事業者がその業務を遂行する過程で日常的に支出すべき経費であるから、消費者契約法9条の趣旨からしてもこれを消費者に転嫁することはできない。

ウ 消費者契約法9条1号と憲法29条**裁判例 最判平18. 11. 27（平17(オ)886）集民222号275頁・判時1958号61頁**

消費者契約法2条3項に規定する消費者契約を対象として損害賠償の予定等を定める条項の効力を制限する消費者契約法9条1号（平均的損害を超える部分の無効）は、憲法29条（財産権）に違反するものではない。

エ 携帯電話利用サービス契約の中途解約と違約金

電気通信事業者が消費者と締結している、基本契約料金を半額とし、契約期間を2年間とする携帯電話利用サービス契約における、①2年間の期間内（当該期間末日の属する月の翌月を除く。）に消費者が契約を解約する場合には、原則として9975円（消費税込み）の解約金を支払わなければならないという条項、及び②この契約締結後2年が経過すると自動的に更新され、以後、消費者は、契約を解約するに際し、更新期間となる2年に一度の1か月間に解約を申し出ない限り、①と同額の解約金を支払わなければならないという条項について、京都地判平24. 3. 28判時2150号60頁（控訴審－大阪高判平24. 12. 7判時2176号33頁）、京都地判平24. 11. 20判時2169号68頁・判タ1389号340頁は、いずれも消費者契約法9条1号及び同法10条により無効となるものではないとした。これに対し、京都地判平24. 7. 19判時2158号95頁・判タ1388号343頁は、他の事業者の同様の携帯電話利用サービス契約における条項について、2年の定期契約が締結又は更新された日に属する月から数えて23か月目以降に解約された場合に平均的損害の額を超過する解約金の支払義務があることを定める部分はその超過部分の限度で消費者契約法9条1号により無効となるとした。

オ 大学在学契約解除に伴う入学金・授業料等の返還請求と消費者契約法9条1号の平均的損害

（ア） 大学在学契約解除に伴う入学金の返還請求

大学の入学金は、その額が不相當に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情のない限り、大学の入試試験に合格した者が当該大学に入學し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、大学の入学試験の合格者が当該大学に入學し得る地位を取得するための対価としての性質を有する入学金については、その納付をもって当該合格者は上記地位を取得するものであるから、その後に在学契約又はその予約が解除され、あるいは失効しても、当該大学は当該合格者に入学金の返還義務を負う理由はないとした最高裁判例が出された（最判平18. 11. 27（平17（受）1158, 1159）民集60巻9号3437頁・判時1958号12頁）。

*①最判平18. 11. 27（平16（受）2117, 2118）民集60巻9号3732頁・判時1958号12頁（消費者契約法施行前の事例で、私立医科大学の入学試験の合格者が、授業料等を含む所定の納付金を納付して3月21日よりも後に入学辞退を申し出た場合には授業料等を返還しない旨の特約の付された在学契約を締結した後同月22日に国立大医学部に合格して当該私立医科大学入学辞退の申し出をして同契約を解除した場合において、授業料等の返還を拒むことが信義に反するともいえないとした（「最高裁判例解説民事平成18年（下）」1260頁参

照。), ②最判平22. 3. 30 (平21 (受) 1232) 集民233号353頁・判時2077号44頁(4月以降の在学契約解除による授業料等不返還特約を有効とした。)

(イ) 大学在学契約解除に伴う授業料等の返還請求と消費者契約法9条1号の平均的損害

そして、最高裁は、一般に、4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであり、在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存在しないものであって、不返還特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となるというべきであるとした(最判平18. 11. 27 (平17 (受) 1158, 1159) 民集60巻9号3437頁・判時1958号12頁)。

ただ、入学試験要項の定めにより、その大学に入学することを確約すること等が出願資格とされている推薦入学試験等に合格して当該大学と在学契約を締結した学生については、学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるものというべきであるから、当該在学契約が解除された場合には、その時期が当該大学において当該解除を前提として他の入学試験等によって代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、当該大学には当該解除に伴い初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずるものというべきであるとした(最判平18. 11. 27 (平17 (受) 1158, 1159) 民集60巻9号3437頁・判時1958号12頁)。

また、最高裁は、入学式無断欠席は入学を辞退したものとみなし入学を取り消す等の入学手続要領がある場合、入学式の日まで在学契約が默示に解除されることがあることは当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日までに同契約が解除されても、原則として、当該大学に生ずべき消費者契約法9条1号所定の平均的損害は存在せず、納付済みの授業料等を返還しない旨の特約は同号により無効となり、授業料等の返還が認められるとも判示した(最判平18. 11. 27 (平17 (受) 1437, 1438) 民集60巻9号3597頁・判タ1232号97頁)。

2 消費者が支払うべき損害賠償の予定・違約金の年14.6%を超える部分の無効(消契9条2号)

- (1) 保証委託契約に基づく代位弁済に伴う求償元本(代位弁済した原債権の元本及び利息・損害金等)に対する遅延損害金

裁判例 東京高判平16. 5. 26東高民報55巻1~12号8頁・判タ1153号275頁

株式会社Aが、消費者契約法施行後締結された信用保証委託契約に基づいて、銀行に借入元金及び利息を代位弁済し、それを求償金元本として、求償金元金及び遅延損害金の支払を求めた事例において、以下のとおり述べた。

「本件保証委託契約については、消費者契約法が適用され、同契約中遅延損害金についての定めのうち、同法9条2号所定の14.6パーセントを超える部分は無効である」

第4 消費者の利益を一方的に害する条項の無効（消契10条）

1 消費者の不作為をもって消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたものとみなす条項

消費者の利益を一方的に害する条項の無効の条項（消契10条）では、条項無効の要件として、①任意規定の適用に比べ、消費者の権利を制限し又は消費者に義務を加重する条項であること、②民法1条2項の基本原則〔信義則〕に反して消費者の利益を一方的に害する物であることとしている。①の要件である「任意規定」については、法律の明文の規定のみならず一般的な法理等も含まれると解されている（最判平23. 7. 15民集65巻5号2269頁・判時2135号38頁）。しかし、この場合、実際にどのような条項がこれに該当するかが、わかりやすい形で示されているわけではないので、平成28年法律第61号の改正法（平成29年6月3日施行）において、①の「任意規定」の要件の例として、「消費者の不作為をもって当該消費者が新たに消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」を挙げることとした。

この「消費者の不作為をもって当該消費者が新たに消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項」に該当する例として、通信販売で掃除機を買ったところ、掃除機が届けられた際に健康食品のサンプルが同封されており、掃除機の売買契約には、商品到着後1週間以内に電話で断らない限り、同封されていた健康食品を

今後継続的に購入することに同意したものとみなす条項があった場合などがある（消費者庁消費者制度課「逐条解説消費者契約法〔4版〕」294頁〔事例10-1〕、須藤希祥・金法2045号42頁・43頁）。

2 塾の受講契約の中途解約を一切認めず受講料の返還を認めない特約の消費者契約法10条による無効を認めた事例（東京地判平15. 11. 10判時1845号78頁・判タ1164号153頁）

3 保険料不払による履行の催告無しの保険契約の失効と消費者契約法10条

裁判例 最判平24. 3. 16民集66巻5号2216頁・判時2149号135頁

生命保険契約に適用される約款中の保険料の払込みがされない場合に履行の催告なしに保険契約が失効する旨を定める条項は、①これが、保険料払込期間内に払い込まれず、かつ、その後1か月の猶予期間の間にも保険料支払債務の不履行が解消されない場合に、初めて保険契約が失効する旨明確に定めるものであり、②上記約款に、払い込むべき保険料等の額が解約返戻金の額を超えないときは、自動的に保険会社が保険契約者に保険料相当額を貸し付けて保険契約を有効に存続させる旨の条項が置かれており、③保険会社が、保険契約締結当時、上記債務の不履行があった場合に契約失効前に保険契約者に対して保険料払込みの督促を行う実務上の運用を確実にしているときは、消費者契約法10条にいう「民法1条2項に規定する基本契約に反して消費者の利益を一方的に害するもの」に当たらないとした。

- ☆ 制限利率を超える貸付けの期限前弁済における違約金の定めと消費者契約法10条→本編第1章第1節第1・3(3)カ（8頁）参照
- ☆ 礼金と消費者契約法10条→本編第8章第4節第1・4(1)（191頁）参照
- ☆ 更新料と消費者契約法10条→本編第8章第4節第1・4(2)イ（193頁）参照
- ☆ 保証委託契約の自動解除と消費者契約法10条→本編第8章第4節第1・5(3)（196頁）参照
- ☆ 敷引特約と消費者契約法10条→本編第8章第4節第3・5(2)（203頁）参照
- ☆ 通常損耗賃借人負担と消費者契約法10条→本編第8章第4節第3・7(2)（209頁）参照
- ☆ 明渡し済みまでの賃料相当損害金と消費者契約法9条1号及び10条→本編第8章第4節第4・5（215頁）参照
- ☆ 保険契約における無催告失効条項と消費者契約法10条→本編第17章第3・5(1)（480頁）参照